

組合員・利用者本位の
業務運営に関する取組方針

グリーン大阪農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

グリーン大阪農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、「地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれる J A」を経営理念とし、組合員・地域社会に貢献するため、質の高いサービス（金融・共済・購買等）を提供し、あらゆるニーズにお応えしております。

当組合では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と利用者ニーズに合わせた「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提案により、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりへ貢献するため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれる J A

当組合は、経営理念のもと、各事業の体制整備・強化に取り組み、経営基盤の拡充に努めています。

役職員が一丸となって、さらなる経営の健全性・高度化に取り組み、「安全・健全・安心」で、信頼される J A として、組合員生活の安定・向上と地域農業の振興を目指して参ります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組み方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

【原則 6（注 6、7）】

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

①当組合は、組合員・利用者の皆さまの最善の利益に資するため、商品の選定にあたっては、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や、商品を提供する運用会社のプロダクトガバナンスの実行性、手数料水準等を踏まえて選定します。

また、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性等に関する情報等を運用会社と相互に連携するとともに、必要に応じて当組合の提案活動の改善等に活かします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

<セレクトファンド選定基準>

(i) 長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。

(テーマ型ファンドでないこと)

(ii) 手数料

手数料が良心的な水準であること。

(iii) 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

(iv) 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

(v) 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則2 本文および(注)、原則3 (注)、原則6 本文および(注2、3、6、7)、補充原則1～5 本文および(注)】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、「くらし」と「農業」にかかわる様々なリスクに対して、安心して備えることができる最良の共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)は提供しておりません。

【原則2 本文および(注)、原則3 (注)、原則6 本文および(注2、3)、補充原則1～5 本文および(注)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ①組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。
なお、販売にあたっては、商品と組合員・利用者の属性・適合性の妥当性を判断したうえで販売します。
- ②組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。
- ③組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- ④組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。
- ⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。
- ⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか、検証しております。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

(2) 共済の事業活動

- ① 3 Q 活動を通じて組合員・利用者の皆さまのお役に立つ情報を提供するとともに、保障の加入にあたっては、各種公的保険制度等に係る情報提供を行い、組合員・利用者一人ひとりのニーズに応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握し保障提案を行うとともに、ご契約時には組合員・利用者の皆さまのご意向の確認と保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすい説明を行い、ご契約時には、ご家族の同席を徹底します。また、ご家族の同席が困難な場合は、電話等にて、加入の目的や契約内容を説明するなど、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、3Q活動による組合員・利用者の皆さまとの「絆づくり」を通じて、より安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則2 本文および（注）、原則4 本文、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、適切に管理します。

【原則3 本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）組合員・利用者の皆さまの多様なニーズに対応するため、マインド教育に重点を置いた様々な研修等により、職員の能力向上に努めます。また、職員の「モチベーションアップ」・「スキルの向上」・「行動改革」を目的とした人材育成基本方針に沿って、「知識力」・「対話力」・「創造力」・「行動力」のある「自律型職員」の育成を図り、事業活動を通じて組合員から「ありがとう」と言われる職員を目指し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

（2）組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、各種研修会の受講並びに資格取得を推奨しています。

【原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

＜内部研修・資格制度＞

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・スマイルサポーター認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・推進担当者認証要件研修（対象：共済担当職員）等

＜取得を推奨する外部資格＞

- ・証券外務員１種（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：全管理職）
- ・FP２級技能士（対象：全職員）等

- （３）また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感を持って日常業務を遂行し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則２本文および（注）、原則６（注５）、原則７本文および（注）】

- （４）業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度等」ではなく、組合員・利用者ニーズに沿った商品販売・保障提案を行ったか等の行動要件を評価材料としております。

【原則７本文および（注）】

５．改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

以　上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。